

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和7年4月2日（水）午前9時
- 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
- 出席委員 （18名）

農業委員 （7名）

会長

8番 榊原 照博

1番 野口 敏春

2番 西村 正史

3番 川下 始

4番 川崎 豊洋

5番 福江 晋

7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 （11名）

笹本 和彦

池田 信文

江下 久子

田島 一昭

蕪竹 敏治

大岡 利昭

内田 圭一郎

浦田 進

内田 秀敏

三原 仁

田久保 孝一

欠席委員 （農業委員1名）

6番 市丸 義則

（推進委員0名）

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
議案第 79 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 80 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
議案第 81 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による証明願について
議案第 82 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
議案第 83 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地
利用集積等促進計画（案）の意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	皆さん、おはようございます。 ただ今から第 22 回総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員 7 名。推進委員 11 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名者ですが、7 番の中島委員、1 番の野口委員よろしくお願いします。 さっそく審議に入りたいと思います。 本日の提出議案は、議案第 79 号 4 件、議案第 80 号 2 件、議案第 81 号 2 件、議案第 82 号 3 件、議案第 83 号 8 件となっています。 それでは引き続き報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を 3 件受理したので、事務局より報告をお願いします。
事務局	（人事異動の結果に伴う年度当初あいさつ） （中間管理事業に移行したことによる説明） （報告内容説明）

議長	事務局の説明が終わりました。 報告内容について、何かご意見ございませんか。 (意見なし)
議長	ご意見がないようなので、報告第1号1番から3番について、追加の指導等は実施いたしません。 続きまして、議案第79号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。 次の議案第79号1番と2番は譲渡人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人に関しましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。
中島委員	この件につきましては、譲渡人の〇〇さんが高齢で対応できないということでしたので、奥さんの〇〇さんが対応しますということでしたので了解をいただきたいと思います。 まず、1番ですが、〇〇さんと、29日に農地で面会をさせていただきました。 この土地については、前々からずっと耕作されていたんですが、今回買ってもらえないだろうかという話になって、今回、売買をさせていただきますということでした。 売買金額も、〇〇さん、〇〇さんの方に確認を取って、間違いありま

	せんということでした。 2番の件については、30日に確認をしました。 ここについても、〇〇さんが前々から耕作していたけれども、今回、〇〇さんの方から買ってくれないだろうかと話があったので買うことにしましたということでした。 売買金額等についても、1番と同じで間違いないということを〇〇さんと〇〇さん両方に確認をしています。 2件とも間違いないということでしたので、頑張って今後も耕作してくださいとお話をしました。以上です。
大岡推進委員	先ほど、中島委員から詳しく説明がありましたので、1番、2番については間違いありません。 ただ、この対価の部分で、20万と25万と、差額については、現地の育成状況等が違っている辺りかなと思います。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第79号1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第79号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第79号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。

事務局	続きまして、3番について事務局の説明を求めます。 (議案説明) なお、譲受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。
中島委員	この件につきましては、私が日程上都合がつかなくて、大岡推進委員にお願いをして調査をしていただきました。 現地等につきましては、すべて確認をしています。 あとは、大岡推進委員から説明をしていただきます。
大岡推進委員	この件につきましては、両方のお父さんが、生前、交換分合をされていた農地でございまして、〇〇さんの農地については転用が終わっていて、名義も変わっています。 それで、双方とも相続という形がありましたので、遅れたという状況になりましたが、当該農地については、管理も行き届いていて、特に問題ないと思っています。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第79号3番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第79号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案どおり認められました。 4番につきましては申請が取り下げられましたので飛ばします。

事務局	続きまして、５番について事務局の説明を求めます。 (議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	２７日に、〇〇さんと池田推進委員と３人で、現地を確認しています。 〇〇さんについては、どうしても日程の都合がつかないということでお任せしますということで対応しています。 現場については、かなり前は雑草が生い茂っていたということで、〇〇さんがシルバーに頼んで綺麗にしてもらったということで、当日は綺麗になっていました。 〇〇さんも、なかなか〇〇さんに会えないということで、何回か自宅まで行って話をしたということでした。 周辺農地も〇〇さんのみかん園ということで、それとあわせて、今後利用していきたいということでした。以上です。
池田推進委員	現地は、前の面影がないくらい綺麗になっていました。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第７９号５番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第７９号５番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、５番は原案どおり認められました。

事務局	続きまして議案第 80 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1 番について事務局の説明を求めます。 (議案説明) 申請地の農地区分につきましては、中山間地等に存在する農業用の公共施設の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地であると判断されます。その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題もなく、農地法第 4 条第 6 項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。
田島推進委員	3 月 29 日に、会長と〇〇さんと、〇〇さんの立ち会いのもと、現地を見てきました。 現在ある倉庫はそのままにして、奥の方のハウスを解体して、残土置き場にしたいということでした。 今、ハウスの中には、すももが植えてありますが、別のところに植えなおすということでした。以上です。
議長	続けて私から報告します。 ここは、以前、農業振興地除外の案件であがっていた案件です。 以上です。 調査報告が終わりました。 それでは議案第 80 号 1 番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第 80 号 1 番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)

議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1 番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、鉄道の駅から概ね300メートル以内にある市街地の区分内、または、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地であると判断されるため許可相当と判断します。 また、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	3月29日に、池田推進委員と、〇〇行政書士の立ち会いのもと確認しています。 現在は、他の人に管理してもらっているということで、野菜なんかを作られてたんですけども、病院前に建設予定の薬局の職員駐車場として貸すような話が進んでるというようなことでした。 予定では、コンクリート舗装はしないで、砂利を入れて駐車場にするということでした。以上です。
池田推進委員	雨水が地下浸透となっていますけど、雨水があふれた時はどうするのかという話までは聞けませんでした。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第80号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第80号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)

議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は許可相当認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第81号、農地法第4条第1項第8号の規定による証明願について、別紙関係人より証明願いを受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請面積が200㎡未満の農業施設となるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊など排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第4条第6号各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。
西村委員	3月25日に、〇〇さん、笹本推進委員、私で確認をしています。 平成24年くらいに行われた町道の拡張工事に伴って、個人倉庫を作ったということです。 倉庫の中には、コンテナと農業用機械等が入れてあって、すでに20年以上経過している状況で、解体して元通りにできないということ、農地としても狭くて活用できない状況です。以上です。
笹本推進委員	先ほど西村委員から詳しく説明していただきましたので、私から言うことはありません。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第81号1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第81号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお

	願います。 (挙手多数) 挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は許可相当と認め、証明書を発行します。 続きまして、2番について事務局の説明を求めます。
議長	
事務局	(議案説明) 申請面積が200㎡未満の農業施設となるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。申請地の農地区分は概ね10ha以上の規模の農地の区分内にある農地で第1種農地であると判断されます。また、今回の施設が農業用施設であり、その場所以外の代替が想定できず、申請面積が必要最小限であること、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題なく、農地法第4条第6号各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。
田島推進委員	3月29日に、会長、江下推進委員と確認しました。 そして、申請人の〇〇さんのお父さんが立ち会ってくれました。 ここには、立派なハウスが建っています。イチゴのトレーニングファームです。それで、収穫等の作業をするための作業小屋が必要ということでした。以上です。
議長	続けて私から報告します。 新規就農の〇〇さんですけれども、県の888運動と関連がありますので、よろしくお願いします。 調査報告が終わりました。 それでは議案第81号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め議決をとります。 議案第81号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお

議長	願います。 (挙手多数) 挙手多数といたしました。 したがって、２番は許可相当と認め、証明書を発行します。 続きまして議案第８２号、農地法第５条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。 次の議案第８２号１番と２番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、概ね１０ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第２種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しても特に問題はなく、農地法第５条第２項各号の規定に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。
西村委員	まず、〇〇さんは、現在県外に在住ということで、３月２４日に、電話で内容確認をし、間違いありませんということでした。 現地調査につきましては、３月２５日に、〇〇行政書士と、笹本推進委員と私で確認をしております。 当初、令和６年８月の総会で、一般住宅だけが事業計画となっていたましたが、今回、これに家庭菜園を加える変更といった内容になっています。 対価については、以前の総会と同様に、無償といった内容になってい

笹本推進 委員 議長	ます。以上です。
	今回は、〇〇行政書士が間に入っておられます。
	調査報告が終わりました。 それでは議案第82号1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第82号1番について、事業計画の変更に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数といたしました。 したがって、1番は問題なしと認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第82号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、鉄道の駅から概ね300メートル以内にある市街地の区分、または、市街地の傾向が著しい区分内にある農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断します。 また、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。

野口委員	3月21日に、〇〇行政書士、池田推進委員と現地で確認をしました。問題ないということでした。以上です。
池田推進委員	別に補足はありません。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第82号3番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第82号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第83号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見について、佐賀県農地中間管理機構より、農用地利用集積等促進計画書(案)を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。 次の議案第83号1番及び2番は、借り手が同じで関連がありますので、一括して審議することについてご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容につきましては、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	3月20日に、池田推進委員と一緒に〇〇さん夫婦と〇〇さん夫婦と6人で現地を確認しました。 全部、現地をまわりましたけれども、みかん、バラ、銀杏としっかりと耕作されていました。以上です。
池田推進委員	たくさんの筆があつてのことですが、ひとつだけ休耕しているところがあつて聞いたところ、バラの剪定くずを処分するための農地ということでした。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第83号1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第83号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第83号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 お諮りします。 次の議案第83号3番及び4番は、借り手が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは一括して事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員及び田島推進委員から調査報告をお願いします。
中島委員	29日に、〇〇さん、大岡推進委員と現地で確認をさせていただきました。〇〇さんは、当日は都合が悪いということで、事前に話を聞いて間違いないということは確認しています。 この方ですけれども、新規就農者です。2年ほど、〇〇さんのところで研修されて、今回、自分でも耕作するということで、約2町ほどを借りて耕作するということです。 本人さんは、非常にやる気もありまして、県外から新規就農でこられたことに、大変ありがたく思っているところです。 賃借料につきましても間違いないということでした。以上です。
大岡推進委員	今、中島委員から詳細の話がありましたので、私の方からは特にございません。以上です。
田島推進委員	3月29日に、〇〇さん、会長と現地を見てきました。 現地は、面積も結構広く、傾斜があるところでしたので、大丈夫ですかと確認しましたが、大丈夫ですということでした。以上です。
議長	〇〇さんは、さっき紹介があったように、新規就農の方です。 調査報告が終わりました。 それでは議案第83号3番及び4番について、ご異議ご意見ございませんか。
川崎委員	〇〇さんの方は、4年という設定期間になっていますけど、何か理由

	があるんですか。
田島推進委員	場所が場所だけに、とりあえず、耕作してみて、よかったらまた増やそうかなということでした。
議長	他にありますか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第83号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第83号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	したがって、4番は原案どおり認められました。 続きまして、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たすと考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。
田島推進委員	3月29日に、〇〇さんと江下推進委員立会いのもと、〇〇さんと話してきました。 前回の期間が終わったので、新たに3年間借りるということでしたけ

議長	ど、都合によっては購入を考えているということでした。 〇〇さんが亡くなって、相続人の〇〇さんは、この土地もどうなるかわからないけど、買えたら買いたいということを〇〇さんは言っていました。以上です。 続けて私から報告します。 今、田島推進委員からの報告の通りです。 調査報告が終わりました。 それでは議案第 8 3 号 5 番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第 8 3 号 5 番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、5 番は原案どおり認められました。 続きまして、6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	3 月 2 7 日に、池田推進委員と一緒に確認しています。 〇〇さんと〇〇さんは、別々に立ち会って話をしたところです。 〇〇さんの話では、前の方が耕作できなくなったということで、〇〇さんに耕作してもらったということでした。以上です。
池田推進	補足はありません。以上です。

委員 議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第 8 3 号 6 番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第 8 3 号 6 番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、6 番は原案どおり認められました。 続きまして、7 番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。
西村委員	貸し手の〇〇さんは、県外在住ということで、3 月 2 4 日に電話で確認をしています。これについては、間違いありませんということでした。 現地は、3 月 2 5 日に、〇〇さんと笹本推進委員と私で確認をしています。 この場所は、前回と同様に、ブラッドオレンジを継続して作るということです。賃借料は発生していません。以上です。
笹本推進委員	このブラッドオレンジは、ジュース加工をされてるみたいです。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第 8 3 号 7 番について、ご異議ご意見ございませんか。

議長	(異議なし) 異議なしと認め、議決をとります。 議案第 8 3 号 7 番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
議長	(挙手多数) 挙手多数と確認いたしました。 したがって、7 番は原案どおり認められました。 続きまして、8 番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	3 月 2 7 日に、池田推進委員と〇〇さんの奥さんの立ち会いのもとに、確認しております。 〇〇さんについては、2 6 日に電話で確認しまして、〇〇さんには親の代からいろいろお世話になってしてもらっておりますので、賃借料等についてもそれをお願いしますということでした。 ただ、期間については 3 年になっておりますけども、最低 3 年からということで 3 年になったということです。以上です。
池田推進委員 議長	特に補足はありません。以上です。 調査報告が終わりました。 それでは議案第 8 3 号 8 番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)

議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第 8 3 号 8 番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、8 番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議、報告事項及び協議事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。 (なし) よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第 2 2 回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 7 年 4 月 2 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 中 島 政 秀

議事録署名者 野 口 敏 春